7　Summary

⑴, ⑵, ⑸, ⑹　the same with notice above (No. 1)

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the substructure for part of P4—P6 at Kumanogawa-Kakou-oohashi in Shingu-Kihou Road

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 22 February 2019

## 入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成31年2月8日

契約担当役

独立行政法人労働者健康安全機構

吉備高原医療リハビリテーションセンター

院長　徳弘　昭博

◎調達機関番号　621　◎所在地番号　33

○営第４号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　吉備高原医療リハビリテーションセンター設備改修その他（Ⅰ期）工事

⑶　工事場所　岡山県加賀郡吉備中央町吉川7511

⑷　工事内容　本工事は次に掲げる施設の改修を行うものである。

１）改修建物

既存病院棟

敷地面積　33,986.5㎡

構造　鉄筋コンクリート造

地上３階、地下１階建て

建築面積　10,443.26㎡

延べ面積　15,974.53㎡

建物用途　病院

工事種目　改修一式

２）外構

既存外構

工事種目　改修一式

⑸　工期　平成32年３月30日まで。

⑹　使用する主要な資機材　マルチパッケージ形空気調和機約53組、パッケージ形空気調和機約50組、受水タンク約１基、ヒートポンプ式給湯機約６基、分電盤約16面、動力盤約28面

⑺　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑻　本工事において、独立行政法人労働者健康安全機構会計規程「低入札価格の調査に関する達（平成29年４月27日改正）」に基づく価格を下回った価格をもって契約する場合は、監理技術者とは別に同等の資格要件を満たす技術者を配置すること。

2　競争参加資格

2－1　異工種建設工事共同企業体　次の条件を満たす異工種建設工事共同企業体（以下「異工種ＪＶ」という。）であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成31年２月８日付け独立行政法人労働者健康安全機構吉備高原医療リハビリテーションセンター契約担当役院長）に示すところにより独立行政法人労働者健康安全機構吉備高原医療リハビリテーションセンター契約担当役院長から吉備高原医療リハビリテーションセンター設備改修その他（Ⅰ期）工事に係る異工種ＪＶとしての競争参加資格者の資格の認定を受けている者であること。

⑴　工事種別が管工事又は電気工事とする異なる工事（以下「工種」という。）を担当する構成員からなる異工種ＪＶであること。

⑵　各工種間は協定書に基づく分担であること。なお、複数の構成員で工事を分担することは差し支えない。

⑶　構成員の数は、各工種ごとに２以内であること。

⑷　全ての構成員について、予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない者であること。

⑸　全ての構成員について、厚生労働省から平成29・30年度有資格者名簿［建設工事］のうち中国ブロックにおけるそれぞれの工事種別に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、厚生労働省から一般競争参加資格の再認定を受けていること）。

⑹　全ての構成員について、厚生労働省の建設工事に係る平成29・30年度一般競争参加資格の認定の際に提出した経営事項審査結果通知書の写しに記載されたそれぞれの担当する工事種別の総合評点が次の点数以上であること（⑸の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際の総合評点が次の点数以上であること。）。

①　管工事　　1,100点

②　電気工事　1,100点

⑺　全ての構成員について、会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（⑸の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑻　各工種の構成員は、①から②に掲げる要件を満たすこと。工事実績は、平成15年４月１日以降に完成・引渡しが完了したものとする。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。異工種ＪＶの場合は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。なお、それぞれの工事実績は、同一工事でなくてもよい。また、一つの工種を分割して工事を分担する場合には、分割した工種の構成員全体で条件を満たすこと。

①　暖冷房衛生設備工事　工事に携わる構成員は、工事種別が管工事の有資格業者であって、次の条件を満足する新設又は更新の暖冷房衛生設備工事を元請けとして施工した実績を有すること。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。

ア　建物用途　病院

建物規模　延べ面積10,000㎡以上

工事種目　空調設備及び衛生設備（工事種目について、機器、配管及びダクトの施工・試験調整を含むシステム一式を施工した工事の実績であること。ただし、空調設備と衛生設備が異なる工事の実績でも良いが、それぞれ工事種目以外の条件も満たす工事とする。）

②　電気設備工事　工事に携わる構成員は、工事種別が電気工事の有資格業者であって、次の条件を満足する新設又は更新の電気設備工事を施工した実績を有すること。

ア　建物用途　病院

建物規模　延べ面積10,000㎡以上

工事種目　電灯設備及び火災報知設備（工事種目について、機器及び配管配線の施工・試験調整を含むシステム一式を施工した工事の実績であること。ただし、電灯設備と火災報知設備が異なる工事の実績でも良いが、それぞれ工事種目以外の条件も満たす工事とする。）

⑼　異工種ＪＶの代表者は、①に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。経験の対象となる工事実績は、平成15年４月１日以降に元請として完成・引渡しが完了したものとする。その他の構成員は、各々携わる工事において、②に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。経験の対象となる工事実績は、平成15年４月１日以降に完成・引渡しが完了したものとする。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。異工種ＪＶの場合は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。また、一つの工種を分割して工事を分担する場合には、分割した工種の構成員全体で条件を満たすこと。監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

①　暖冷房衛生設備工事

ア　１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術